

取扱基準案（平成 31 年 2 月）からの主な変更点（案）

○記載順

- ・公益イベントの取扱等を分かりやすくするため、①共通事項（光害の防止等）、②禁止区域等の適用除外（公益イベント）、③規格（原則、公益イベント、活用地区）の順に記載していたものを、①共通事項、②公益イベント、③活用地区の順にまとめる。

○急激な光点滅等により安全性への影響の防止

- ・建物等に投影すると光が減衰することを考慮し、避けるべき点滅映像の判断に当たり、輝度のほかに照度を基準とすることができるものとする。

○公益性

- ・プロジェクションマッピングの活用事例等を踏まえ、公益性の例示に、「地域の発展、観光の振興、まちづくりの推進」を加える。

○公益イベント等で短期間（概ね 14 日以内）表示するプロジェクションマッピング

- ・公益を目的とした短期間の表示であることを踏まえ、「通常の規格を超え表示可」としていたものを、「通常の規格を超え、総表示面積の基準に関わらず表示可」とする。
- ・プロジェクションマッピングの活用事例等を踏まえ、禁止区域に通常の規格等を超えて表示できるものに、「観光・歴史文化資源及びその周辺、広場等で表示するもので、周辺環境や安全性に支障を及ぼすおそれのないもの」を加える。

○プロジェクションマッピング活用地区

- ・「地元区市町の意見を聴いて知事が指定する地区」の名称を「プロジェクションマッピング活用地区」とする。
- ・活用地区の指定に当たり、広告物審議会の意見を聴くものとする。
- ・地域ルールは、地域の合意に基づき、地区内に適用する表示面積、高さ等の基準を策定するものであることを踏まえ、「通常の規格に関わらず表示可」としていたものを、「通常の規格及び総表示面積の基準に関わらず表示可」とする。